外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である河合千春が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年十月二十日

東京都港区高輪一丁目四番二六号

アベクタコーポレーション日本事務所

日本における代表者　河合　千春

限定承認公告

本籍石川県白山市石同新町一〇番地、最後の住所石川県白山市若宮町一丁目一番地

被相続人　亡　安田　政樹

右被相続人は推定平成二十二年十月十一日から二十日死亡し、その相続人は平成二十三年十月四日金沢家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月二十日

福岡県福岡市早良区野芥二丁目二〇番一五号

相続財産管理人　宮田　栄子

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十三年十一月二十五日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十三年十月二十日

東京都港区芝五丁目一三番一四号

株式会社日建

代表取締役　渥美　和弘

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金三十五億五千百八十万円（ただし、B号優先資本金につき金三十五億五千百八十万円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十三年四月十八日付官報の号外第八十二号四十八頁に掲載されています。

平成二十三年十月二十日

東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号

ＭＴ有明プロパティー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十三年十一月七日予定の取締役の決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告致します。

一、各優先資本金の額の減少をする目的

優先資本金の額のうち、特定資産たる不動産の減価償却費、特定資産の売却又は消費税の還付等により生じた余裕金相当額を本計画に係る業務の終了前に償還し、又は本特定目的会社が利用可能な資金をもって優先出資社員に早期に投下資本回収の機会を与えるため（以下、上記減価償却費、特定資産の売却若しくは消費税の還付その他本特定目的会社が利用可能な余裕金を総称して「現金余裕金」という。）。

二、各優先資本金の額の減少をする要件

優先資本金の額の減少額は、本特定目的会社の現金余裕金の範囲内で、(i)各事業年度における、当該事業年度中の特定資産たる不動産の減価償却額、(ii)特定資産を売却した場合には、その簿価から当該事業年度中に期限前償還すべき特定社債の額及び期限前弁済すべき特定目的借入金の額を控除した額、(iii)確定申告により還付を受けることのできる消費税等の額、及び(iv)その他本特定目的会社が利用可能な余剰現金の合計額を上限とする五万円の整数倍で取締役が相当と判断する額とする。

三、各優先資本金の額の減少をする時期

現金余裕金が生じた場合で取締役が適当と認める時期に行う。

四、減少する各優先資本金の額

金二億三千四百四十五万円

五、各優先資本金の額の減少において消却する優先出資の種類及び口数

当社は一種類の優先出資を発行しており、いずれの優先出資も優先資本金の額の減少において消却する対象となる。

優先資本金の額の減少において消却する優先出資の口数は四千六百八十九口である。

六、各優先出資の消却の方法

任意買入消却とする。即ち、取締役が決定する優先資本金の額の減少額を、買入れを希望する優先出資社員の中から優先出資一口につき金五万円で任意買入消却する。希望者多数の場合には、出資比率に応じて決定する。

七、各優先資本金の額の減少において消却に要する金額

金二億三千四百四十五万円

八、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

当社が発行している優先出資の種類は一種類であり、いずれの優先出資も優先資本金の額の減少の対象となる。

平成二十三年十月二十日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

八重洲インベストメント特定目的会社

取締役　須貝　信

取消公告

平成二十三年九月二十七日掲載の左記の会社に係る吸収分割公告は取消します。

平成二十三年十月二十日

京都府城陽市奈島長尾三一番地一

（甲）株式会社アオイ通商

代表取締役　稲垣　勝也

京都府城陽市奈島川田四五番地

（乙）株式会社アオイ熱処理

代表取締役　富尾　重直

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一一五	上	三	電気通信事業業	電気通信事業

平成二十三年六月二十九日（号外第百四十号）公布総務省令第七十九号（電気通信事業紛争処理委員会手続規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
一一六	下	終りから一七	業務の特例	業務に関する届出
〃	〃	〃一三	業務の届出	審理及び意見の聴取
〃	〃	〃一二	意見聴取	第十一条第一項及び第三項、第十二条第一項、第十三条第一項並びに第十四条
〃	〃	〃七～六	第九条の三第一項及び第九条の四第一項、第九条の五第一項並びに第九条の六	

同日（同号外）公布総務省令第八十四号（一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
一二四	上	二	デレビビジョン	テレビジョン

同日（同号外）公布総務省令第八十七号（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
一四四	下	二六	10−6	10^{-6}
一五三	上	終りから五	X_n	x_m
〃	〃	〃四	W	w
〃	下	一	K	k
一五六	上	七	1 6	16
〃	下	一二	6	6
一七一	上	七	は実数Aの	は、実数Aの

同日（同号外）公布総務省令第八十一号（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
一九九	〃	終りから一六	E'_{CR}	E'_{CB}

同日（同号外）公布総務省令第九十五号（有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令）

（印刷誤り）

ページ	段	行	誤	正
二三二	下	終りから一〇	あっては㈠の式により	あっては、㈠の式により

「k_{ubr}」の誤り。

一八三ページ上段別記2中「㊉：非他的論理和の演算素子」の行頭を二字下げる。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月二十日付第二三六号一

二八ページ●同日付政府調達第一九七号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　送料別（配）